

議 事 録

1 会議名称

令和2年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

令和2年6月3日（水） 午後1時30分から午後1時55分まで

3 開催場所

滝沢市役所2階 大会議室

4 出席者

(1) 委員

松 下 壽 夫

高 橋 耕

三田地 宣 子

石 堂 淳

主 浜 照 風

(2) 事務局

企画総務部 総 務 課 課 長 高 橋 克 周

企画総務部 総 務 課 総括主査 和 川 早 苗

企画総務部 総 務 課 主 任 吉 田 美 沙 紀

企画総務部 総 務 課 主 事 根 澤 亮 太

5 議 事

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部総務課）

報告第1号 令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

6 会議状況

事務局：定刻となりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちまして、今年度第1回目ということで、今年度の事務局職員と委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

～委員及び事務局紹介～

なお、今回諮問する案件は、4月30日付けの国からの通知で急きょ実施されることとなった特別定額給付金の給付事務に係る委託についての諮問でありまして、本来であれば委託をする前に審議会の意見を聴かなければならないところですが、そのいとまがなかったことから、今回、追認という形で

承認いただきたいものであります。大変、申し訳ございませんでした。それでは、本題に入らせていただきます。

只今の出席委員は5名で半数以上を満たしておりますので、滝沢市行政情報公開条例第25条第2項の規定により、会議は成立いたします。

只今から、令和元年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事に先立ちまして、お諮りいたします。

本審議会は、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会運営要領第6条第1項の規定により、会長が特に必要があると認めたとき以外は、原則公開となっております。

本日の会議は、この規定により公開として進めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：それでは、会議を続けさせていただきます。

以後の議事の進行は、滝沢市行政情報公開条例第24条第2項の規定により、会長をお願いいたします。

会長：それでは、議事を進めることにいたします。本日の議事は、諮問が1件と、報告が1件ということになっております。

では始めに、「諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第1号について御説明いたします。この案件は、企画総務部総務課が所管する個人情報取扱事務である滝沢市特別定額給付金給付事業の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものでございます。なお、冒頭でお話したとおり、この事務の委託は既に実施済みでございます。今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で御承認いただき、事務登録したいものであります。

では、諮問書に沿って説明いたします。1ページ目を御覧ください。1の個人情報取扱事務の名称及び内容ですが、事務の名称は滝沢市特別定額給付金給付事業であります。

この事務の内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付を行うものでございます。

2の所管課等は、企画総務部総務課でございます

3の委託先につきましては、委託する業務の内容により業者が分かれております。(1)の申請書作成等業務につきましては株式会社ビー・プロに委託し、(2)の申請データ入力業務につきましては株式会社IBCソフトウェアに委託してございます。

次に、4の委託の内容ですが、別添の資料に基づき御説明いたします。諮

問第1号の6ページ目の資料1を御覧いただきたいと思います。この資料は、給付金給付事業のフローを簡易的に示したものでございます。

資料の左上を御覧ください。まず、①の矢印のとおり総務課から市民課に対し、住民基本台帳の情報を照会し、②のとおり市民課から提供された個人情報、③のとおり申請書作成等業務の委託先である株式会社ビー・プロに提供いたします。この委託先に提供する個人情報は氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢及び続柄です。委託先においては、提供された個人情報を元に、通知書兼申請書を印刷し、封筒に入れ封かんしたものを④のとおり市に納入します。

次に、市は⑤のとおり滝沢市の世帯等に対し通知書兼申請書を送付し、滝沢市民等から申請を受け付けます。その受け付けた申請情報を⑦のとおり申請書データ入力業務の委託先である株式会社IBCソフトアルファに提供いたします。この委託先に提供する個人情報は氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢、続柄及び口座情報です。委託先は、市の管理するパーソナルコンピュータを使用し、エクセルファイルに提供された申請情報を入力します。委託先は、全ての申請情報を入力後、その入力済みのファイルを市に納入し、あわせて市から提供された申請情報を返却します。

市は、納入されたファイルを元に振込データ等を作成し、⑨のとおり滝沢市民等に給付金の支払いを行います。

諮問書1ページにお戻りいただきまして、(1)のウ及び(2)のウの市長が保有する個人情報の保護に関する実施要項別表第8の該当はいずれも該当有りとなっております。分類は、通知書等の封入封かん委託及び電算処理入力委託となります。この実施要綱がお配りしている基礎資料3でございます。基礎資料3の1ページ目の第10条を御覧いただきたいと思います。第10条第1項で委託できる個人情報取扱事務は、別表第8に該当することが求められております。そして、別表第8の該当部分が10ページ目及び11ページ目でございます。まず、10ページ目の左の欄の上から6番目に通知書等の封入封^{かん}かん委託とございます。そしてこの内容が1つ右の欄にあるとおり市が交付する通知書等を封入封^{かん}かんする、となっております。今回諮問対象となっている事務と合致するものであります。次に、11ページ目の上から4番目に電算処理入力委託とあり、その内容が1つ右の欄にあるとおり市が提供する個人情報をフロッピーディスク、磁気テープ等に入力する、となっております。こちらも今回諮問対象となっている事務と合致するものであります。

続いて5の委託の条件についてですが、こちらは先ほどの実施要綱の第10条第2項において委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであることが求められています。その別表第9が先ほど御確認いただいた基礎資料3の12ページから13ページまでとなっております。今回の諮問対象であるいずれの業務においても、これらの規定に従い、委託に係る仕様書を作成し、契約を締結しております。

最後に6の委託の期間でございますが、(1)の申請書作成等業務につい

ては令和2年5月13日から同月19日までの間、業務を委託し、既に終了しているところでございます。

(2)の申請データ入力業務については、令和2年5月25日から8月31日までの予定で委託を行ってございます。

以上で、諮問第1号の説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様、質疑、御意見等何かございませんか。

委員：6ページ目のフローですが、住基情報を総務課が市民課から提供を受けませんが、住基情報に電話番号が含まれているのでしょうか。

担当課：市民課から提供を受ける情報に電話番号は含まれておりません。大変失礼いたしました。

委員：申請データ入力業務というのは、市の管理するパソコンで作業するということは、庁内で作業するということですか。

事務局：そのとおりです。今まさに入力作業をしているところでございます。

会長：そのほかにもございますか。

委員：本質的ではございませんが、この委託を含めて、この給付金の支給にどの程度費用が掛かっているのでしょうか。

事務局：全事務費ということであれば、3,000万円弱程度といったところで。ただし、国から急いで欲しいという要望もあり、概算で算出した金額ですので、実際はそこまでは掛からないと思われれます。

委員：わかりました。

会長：そのほかにもございますか。

特にないようですので、諮問第1号を承認してよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

会長：それでは、諮問第1号を追認による承認ということで、答申することといたします。

会長：では、続いて「報告第1号 令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

会長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様、質疑、御意見等何かございませんか。

委員：3ページ目の24番ですけれども、文書番号があるのに文書が不存在というのはどういうことなのでしょうか。

事務局：こちらの文書は、保存年限が切れており、既に廃棄済みのものでしたので、文書不存在ということで非公開とさせていただいたものです。

会長：委員の皆様ほかにも何かございますか。

委員：(特にない旨の意思表示)

会長：それでは、報告第1号の議事を終結いたします。

それでは、その他に入ります。

事務局から何かございますか。

委員：特にございません。

会長：委員の皆様から何かございますか。

委員：（特にない旨の意思表示）

会長：では、特にないようですので、本日の会議は、これで終結といたします。

事務局：以上をもちまして、令和2年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

7 会議資料

基礎資料1 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）

基礎資料2 滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）

基礎資料3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）

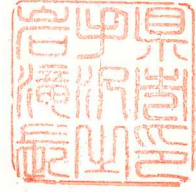
諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部総務課）

報告第1号 令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

滝総第0512006号
令和2年5月25日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



令和2年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る諮問について（
諮問）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第11条第1項の規定により、
下記について関係書類を添えて滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しま
す。

記

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部総務課）

諮問第 1 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 5 月 25 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

滝沢市特別定額給付金給付事業

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付をするもの。

2 所管課

企画総務部総務課

3 委託先

(1) 申請書作成等業務 株式会社ビー・プロ

(2) 申請データ入力業務 株式会社 IBC ソフトアルファ

4 委託の内容

(1) 申請書作成等業務

ア 委託する内容（範囲）

市は、この業務の委託先に通知書兼申請書に記載する個人情報を提供する。

委託先においては、提供された個人情報を元に通知書兼申請書を印刷し、封筒に封かんした物を市に納入する。

イ 委託に含まれる個人情報

氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢及び続柄

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）別表第 8 の該当

有り（通知書等の封入封^{かん}緘委託）

(2) 申請データ入力業務

ア 委託する内容（範囲）

市は、市に提出された申請書及び電子申請により申請があった場合の当該申請の内容（以下「申請情報」という。）をこの業務の委託先に提供する。

委託先においては、提供された申請情報の内容を市が管理するパーソナルコンピュータを使用し、エクセルファイルに入力する。全ての申請情報の内容を入力後、当該入力済みエクセルファイルを市に納入し、あわせて提供された申請情報を市に返却する。

イ 委託に含まれる個人情報

氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢、続柄及び口座情報

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（電算処理入力委託）

5 委託の条件

いずれの委託業務においても、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成し、契約を締結している。

6 委託の期間

（1）申請書作成等業務 令和2年5月13日から同月19日まで

（2）申請データ入力業務 令和2年5月25日から同年8月31日まで（予定）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	滝沢市特別定額給付金給付事業		
	目的	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日付け閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため。		
	根拠法令等			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	2年5月8日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市特別定額給付金給付対象者		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	特別定額給付金を給付するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input checked="" type="checkbox"/> [口座情報]		
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input checked="" type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	滝沢市特別定額給付金システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input checked="" type="checkbox"/> 無	

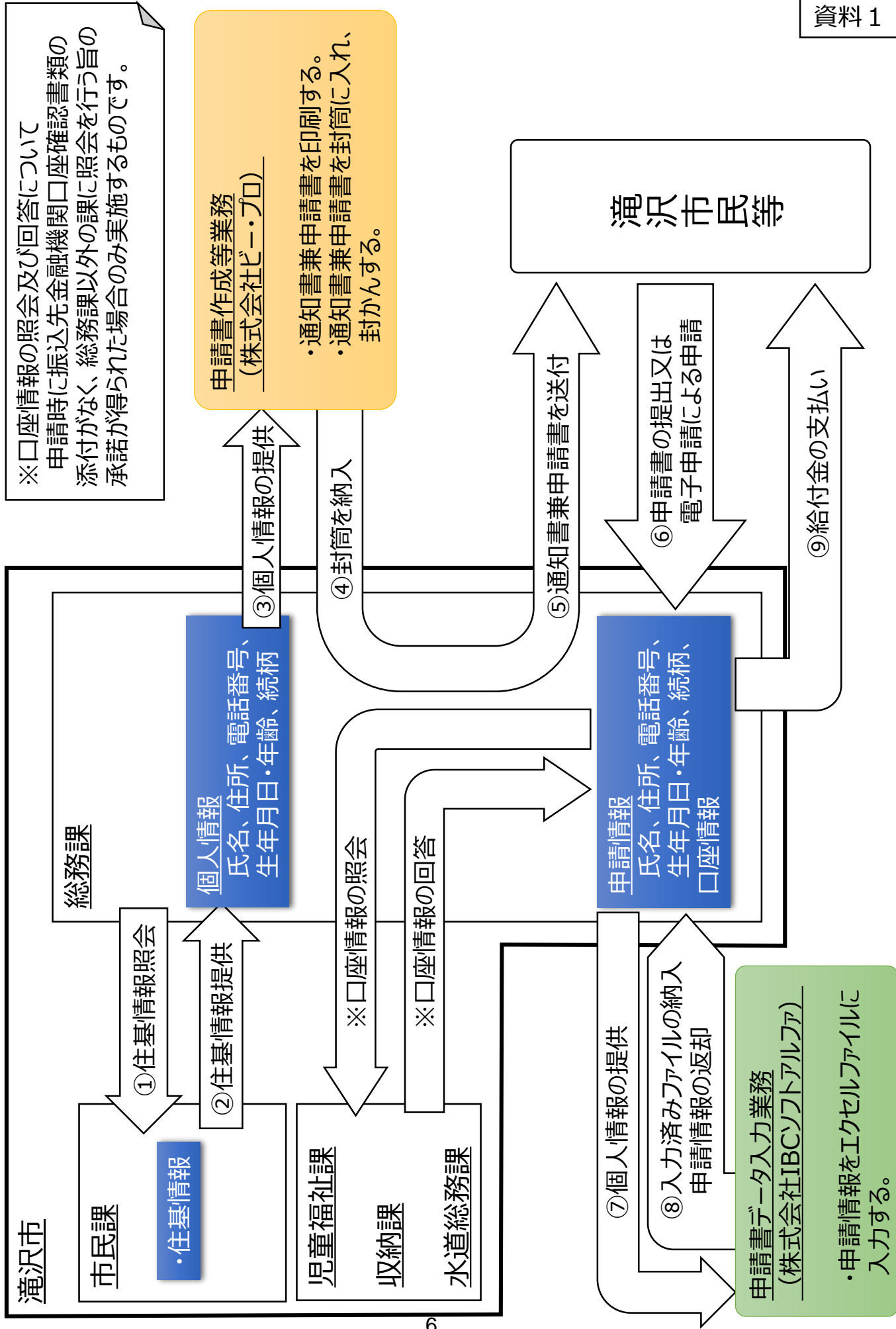
(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 申請書作成等業務委託先、申請データ入力業務委託先] [項目名: 氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢、続柄、口座情報] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	総務課長		
所管課等	企画総務部総務課	登録番号	399
		登録年月日	令和2年5月8日
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		滝沢市特別定額給付金給付事業	
所管課等		企画総務部総務課	登録番号 399
No.	文書等の名称	記録形態	
1	特別定額給付金給付対象者名簿	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [滝沢市特別定額給付金システム]
2	申請書データ	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [Excel及びpdfファイル]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []

滝沢市特別定額給付金給付事業フロー



※口座情報の照会及び回答について
申請時に振込先金融機関口座確認書類の
添付がなく、総務課以外の課に照会を行う旨の
承諾が得られた場合のみ実施するものです。

申請書作成等業務
(株式会社ビー・プロ)

- ・通知書兼申請書を印刷する。
- ・通知書兼申請書を封筒に入れ、封かんする。

申請書データ入力業務
(株式会社IBCソフトウェア)

- ・申請情報をエクセルファイルに入力する。

999-9999
 サンプル市
 サンプル一丁目
 1番1号
 サンプル1号

#

サンプル 太郎 様

XXX-XXX-XXXX



99999999

様式第1号(第6条関係)

特別定額給付金申請書

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
〇〇町長 殿	



○世帯主（申請・受給者）

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所（令和2年4月27日時点）
サンプル太郎 (印)	昭和50年1月1日	サンプル市サンプル一丁目1番1号 サンプル1号 日中に連絡可能な電話 ()

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

1. 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
2. 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
3. 市がご希望の受取口座に振込手続後、申請書の記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3か月後の申請期限までに、申請・受給者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものと見なします。
4. 他の市区町村で特別定額給付金を受給したときは、返還していただく場合があります。
5. 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○給付対象者（下記の記載内容を御確認ください。もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください）

※特別定額給付金を希望されない方につきましては、以下のチェック欄（□）に×印を御記入ください。

	氏名	続柄	生年月日	希望しない		氏名	続柄	生年月日	希望しない
1	サンプル 花子		昭和18年1月1日	<input type="checkbox"/>	7				<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>	8				<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>	9				<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>	10				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>	11				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>	12				<input type="checkbox"/>

合計金額 0 円

希望する受取方法を裏面に御記載ください。

○受取方法（希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。）

□ A 指定の金融機関口座（申請・受給者又はその代理人の口座に限ります。）への振込を希望

□この口座が当市区町村の水道料、地方税等の引落とし又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合（この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。）ただし、下記【受取口座記入欄】への入力が必要となります。また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当受給口座

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 ※ 0		

□ B 申請書を窓口で提出し、後日、給付（申請書の返送の必要はありません。）
(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

【代理申請（受給）を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の { 申請・請求 受給 } ← 委任します。 申請・請求及び受給 } ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。				署名(又は記名押印) 世帯主氏名 (印)

申請者本人確認書類
写し 貼付け

○ 申請者本人が確認できる書類の写し

(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等)

※代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

確認チェック欄

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け

○ 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる書類の写し

(通帳、キャッシュカード等)

※御記入いただいた口座番号又は通帳番号と添付する写しの番号が一致することを御確認ください。

確認チェック欄

※記載漏れ、記載誤りが無いか再度御確認ください。

滝沢市特別定額給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、予算の範囲内で、この告示により滝沢市特別定額給付金（以下「特別定額給付金」という。）を給付する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 特別定額給付金の給付の対象となる者は、特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日付け事務連絡総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長通知別添。以下「実施要領」という。）第3に規定する給付対象者（実施要領第5の居住市区町村、施設等の所在地の市区町村又は法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けた市区町村において申請・受給権者として申請・受給権者として申請が行われた者（第9条第1項第2号において「居住市区町村等申請者」という。）を除く。以下「給付対象者」という。）とする。

(給付額)

第3条 特別定額給付金の額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請・受給権者)

第4条 特別定額給付金の申請・受給権者は、実施要領第5に規定する申請・受給権者（他の市区町村（特別区を含む。）において特別定額給付金が給付される者を除く。以下「申請・受給権者」という。）とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 特別定額給付金に係る申請受付開始日は、令和2年5月8日とする。ただし、同日前に申請がされた場合は、同日に提出されたものとみなす。

2 特別定額給付金の申請ができる期間は、申請受付開始日から3か月を経過した日の前日までとする。

(申請の方法)

第6条 特別定額給付金の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める方法により申請を行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請・受給権者が申請書を郵送により提出する方法

(2) オンライン申請方式 マイナンバーを所持している申請・受給権者がマイナポータルから電子申請により申請する方法

2 前項第1号に規定する方法により申請しようとする者のうち、特段の事情により当該方法による申請等が困難な場合は、市長が別に定める方法により申請することができる。

3 特別定額給付金の申請をしようとする者は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示をしなければならない。ただし、第1項第2号に規定する方法により申請する場合は、この限りでない。

(代理人による申請)

第7条 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことができる者は、実施要領第6に規定する者とする。

(給付の決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認し、特別定額給付金の給付又は不給付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による特別定額給付金の給付を決定したときは、速やかに当該申請をした者に対して特別定額給付金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第 9 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による特別定額給付金の給付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められる場合

(2) 当該決定に係る給付対象者に居住市区町村等申請者がいることが明らかになった場合

2 市長は、前項の規定により特別定額給付金の給付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該給付金の給付決定の全部又は一部を取り消された者に、滝沢市特別定額給付金給付決定取消通知書(様式第 1 号)により通知するものとする。

(特別定額給付金の給付等に関する周知等)

第 10 条 市長は、特別定額給付金事業の実施に当たっては、給付対象者の要件、申請の方法申請受付開始日等について、広報その他の方法により市民へ周知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第 5 条第 2 項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、申請・受給権者が特別定額給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 8 条の規定による給付の決定を行った後、申請の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請の補正が行われず、申請・受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 12 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定により特別定額給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消された者に対し、その決定が取り消された部分について第 8 条第 2 項の規定による特別定額給付金の給付がされているときは、滝沢市特別定額給付金返還請求(様式第 2 号)により、期限を定めて、当該特別定額給付金の返還を請求するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

滝沢市長

滝沢市特別定額給付金給付決定取消通知書

滝沢市特別定額給付金の給付について、下記の理由により給付の決定（全部・一部）を取り消したので、滝沢市特別定額給付金給付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

滝沢市長

滝沢市特別定額給付金返還請求書

滝沢市特別定額給付金について、滝沢市特別定額給付金給付要綱第12条の規定により返還を求めますので、下記のとおり返還してください。

記

- 1 返還を求める理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法

滝総第0512007号

令和2年5月25日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会への報告事項について
このことについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告し
ます。

報告第1号 令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況に
ついて
(別紙)

報告第1号

令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

令和元年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について、滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第29条並びに滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第6条第3項、第4項及び第29条の規定により、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

令和2年5月25日提出

滝沢市長 主濱 了

1 行政情報公開制度の運営状況

(1) 行政情報の公開請求状況及び請求に対する決定等 33件

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	H31.4.25 R1.5.9 公開	新設小学校建設用地に係る地権者説明会 配布資料	教育委員会 事務局教育 総務課	—
2	H31.4.25 R1.5.9 公開	滝沢市立滝沢中央小学校新築工事設計書 (H26)	教育委員会 事務局教育 総務課	—
3	H31.4.25 R1.5.9 公開	「滝沢中央小学校」住民説明会配布資料	教育委員会 事務局教育 総務課	—
4	H31.4.25 R1.5.9 公開	新設小学校整備委員会議事内容要旨確認 書	教育委員会 事務局教育 総務課	—
5	R1.6.10 R1.6.24 公開	座席表の取り扱いについて（通知）	財務課	—
6	R1.6.10 R1.6.21 公開	市が被保険者資格に関して世帯主等に提 出を命ずる文書について	保険年金課	—
7	R1.6.24 R1.7.18 部分公開	「ビッグライフ滝沢」の次の書類 ①基本計画書、②基本設計書、③設計計 算書（容量計算書）、④ダクト経路図、 給排気のダクト・給排気ガラリ面風速関 連計算書	地域づくり 推進課	・個人が特定され るおそれがあるた め ・文書不存在
8	R1.6.26 R1.7.10 部分公開	下水道工事（小岩井枝線その2）の以下 の書類 ・施工計画書（承認したもの） ・発注設計図（特記仕様書含む） ・施工条件明示書（承認したもの） ・変更指示書（理由、根拠） ・業者施工図（承認したもの）	上下水道部 下水道課	・特定の個人が識 別されるおそれ があるため ・法人の競争上の 不利益を生じるお それがあるため ・文書不存在

9	R1.6.27 R1.7.11 部分公開	滝沢市ホームページのお問合せの意見要望に対する回答について（5/20 收受分、5/27 收受 2-1、2-2）	教育委員会 事務局文化 振興課	特定の個人が識別されるおそれがあるため
10	R1.8.20(※) R1.8.28 部分公開	鵜飼小、大規模改修Ⅰ、Ⅱ期（建築）工事の入札に関して、予定価格の漏えいと談合疑惑の情報について、その情報の内容、当該工事の入札調書、予定価格調書、調査委員会の調査内容、その結果、業者聞き取り調書などの文書	財務課	特定の個人が識別されるため
11	R1.9.26 R1.10.3 公開	令和元年6月27日に入札が執行された次の入札案件の金額を記載された設計内訳書 契約番号：1-84 件 名：令和元年度市道第3土沢線耳取橋橋梁補修工事	道路課	—
12	R1.11.14 R1.11.25 部分公開	市内老人保健施設において平成30年度中に発生した事故に係る事故報告書	高齢者支援課	特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため
13	R1.11.29 R1.12.4 公開	入札顛末兼落札決定通知伺書（令和元年度滝沢公共下水道水質調査業務）	下水道課	—
14	R1.12.4 R2.1.7 部分公開	令和元年9月5日付け高齢者虐待に関する報告書（地域包括支援センター発）に係る文書類	地域包括支援センター	・特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため ・法人の正当な利益を害するおそれがあるため ・第三者から公開しないことを条件に提供された情報であって、当該情報を公開することについて支障がある旨の回答があったものであるため
15	R1.12.12 R1.12.25 部分公開	滝沢市立滝沢中央小学校新築工事定例会議議事録	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため
16	R1.12.25 R2.1.7 公開	施行伺（令和元年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その7工事）	道路課	—
17	R2.1.6 R2.1.20 非公開	2017年11月から2019年3月31日までの請求者が送信したメールに係る市役所での工事業者への受付報告（どのようにして協議して対応したかがわかるもの。）	総務課、企画政策課	文書不存在
18	R2.1.6 R2.1.20 部分公開	1 2018年1月2日から2019年3月31日の期間の滝沢中央小建設に係る電話・口頭受付報告書 2 市の職員と請求者及びその夫が滝沢中央小学校建設現場、周辺等で立ち会	総務課、企画政策課	1 特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため 2 文書不存在

		った際の記録		
19	R2.1.6 R2.1.20 部分公開	滝沢中央小学校建設に係る電口頭受付票及びてん末	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため
20	R2.1.6 R2.1.20 部分公開	1 2018年1月2日から2019年3月31日の期間の滝沢中央小建設の電話・口頭受付報告書 2 市の職員と請求者及びその夫が滝沢中央小学校建設現場、周辺等で立ち会った際の記録	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため
21	R2.1.10 R2.1.15 公開	施行伺（令和元年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その7工事）	道路課	—
22	R2.1.14 R2.1.28 部分公開	滝沢中央小学校建築計画の整備委員会会議議事録	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため
23	R2.1.16 R2.1.30 部分公開	口頭・電話受付票（2012年5月17日～24日、2012年5月25日～2013年8月11日） 2012年5月17日～23日までの間の検討内容他	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため
24	R2.1.28 R2.2.3 非公開	滝企第0626014号 平成24年7月4日付の文書	企画政策課	文書不存在
25	R2.1.28 R2.2.10 非公開	2017.12.25 請求者の夫が口頭で話し受付した（苦情を言いに来た）内容。	総務課、企画政策課	文書不存在
26	R2.1.28 R2.2.12 部分公開	2017.12.25 請求者の夫が口頭で話し受付した（苦情を言いに来た）内容。	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため
27	R2.2.3 R2.2.12 公開	2018年中の登記移動修正済の、地番図shapeデータ。	税務課	—
28	R2.2.14 R2.2.27 公開	施行伺（令和元年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その7工事）	道路課	—
29	R2.2.20 R2.3.2 公開	滝沢市立学校給食センター、給食調理等業務委託に係る契約書及び仕様書	教育委員会 学校給食センター	—
30	R2.3.10 R2.3.18 公開	（1）令和元年度配水管敷設工事实施設計その2業務（10月31日入札） （2）令和元年度連絡管布設工事实施設計業務（10月31日入札） 上記（1）及び（2）に関する金入設計書（内訳書・明細書・単価表）並びに交通費にかかる内訳の分かる計算書	上下水道部 水道整備課	—
31	R2.3.10 R2.3.18 部分公開	滝沢市水道施設運転管理業務委託に係るプロポーザルの審査結果について、請求者以外の評価を含めた審査評価表	上下水道部 水道整備課	・今後の同種の事務の執行に支障が生ずるおそれがあるため

				・法人の正当な利益を害するおそれがあるため
32	R2.3.24 R2.3.27 公開	令和元年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その7工事に係る金入りの経費計算内訳書	道路課	—
33	R2.3.25 R2.4.7 非公開	平成12年10月25日の寄付に係る土地の同意書等（村に寄付をする際の条件の記載があるもの。）	道路課	文書不存在

※No. 10は、行政情報の任意公開の申出によるもの

(2) 審査請求 0件

2 個人情報保護制度の運営状況

(1) 個人情報取扱事務の登録状況等

ア 新規登録 9件

- (ア) 所有者不明土地の利用の円滑化に関する事務
- (イ) 被相続人居住用家屋等確認書の交付事務
- (ウ) 幼児教育・保育の無償化関連業務
- (エ) プレミアム付商品券事業
- (オ) 被災者再建支援事業
- (カ) コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務（所管：地域づくり推進課）
- (キ) コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務（所管：東部出張所）
- (ク) コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務（所管：文化振興課）
- (ケ) コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務（所管：高齢者支援課）

イ 登録内容変更 29件

ウ 廃止 2件

(2) 目的外利用及び外部提供の状況

ア 目的外利用課等 変更 0件

イ 目的外利用先 新規 1件

変更 3件

ウ 外部提供先 新規 2件

変更 2件

(3) 自己情報の開示請求 3件

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	H31.4.26 R1.5.10 開示	請求者の在学証明書、教材給付証明書、学籍に関する資料	教育委員会 事務局教育 総務課	—
2	R1.5.21 R1.6.10 部分開示	①請求者の住民異動届 ②支援措置の申請書	教育委員会 事務局教育 総務課	①開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため ②存否非開示
3	R1.12.2 R1.12.12	請求者が所有する土地の換地通知書	都市政策課	—

開示			
----	--	--	--

(4) 特定個人情報の利用停止請求 0件

(5) 審査請求 0件

別紙1 令和元年度中に新規登録した事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理由
所有者不明土地の利用の円滑化に関する事務	都市政策課	令和元年5月29日		地域福利増進事業等を実施しようとする者、土地所有者等、岩手県警察本部	所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため
被相続人居住用家屋等確認書の交付事務	都市政策課	平成31年4月1日			被相続人居住用家屋等確認書の交付事務を行うため
幼児教育・保育の無償化関連業務	児童福祉課	令和元年7月1日			幼児教育・保育の無償化関連業務を行うため
プレミアム付商品券事業	地域福祉課	令和元年7月31日		システム委託先業者	消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため
被災者再建支援事業	地域福祉課	令和2年2月5日			自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援し、生活の安定と速やかな復興に資するため
コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務	地域づくり推進課	令和2年3月13日		コロナウイルス感染症発生時に濃厚接触者の疑い	コロナウイルス感染症拡大防止のため
コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務	東部出張所	令和2年3月13日		岩手県中央保健所	コロナウイルス感染症発生時に濃厚接触者の疑いがある者を特定するため
コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務	文化振興課	令和2年3月13日		管轄保健所	コロナウイルス感染症発生時に濃厚接触者の疑いがある者を特定するため
コロナウイルス感染症に係る施設利用者確認事務	高齢者支援課	令和2年3月26日		コロナウイルス感染症発生時に濃厚接触者の疑い	コロナウイルス感染症発生時に濃厚接触者の疑いがある者を特定するため

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
滝沢市営住宅管理事務	都市政策課	平成31年4月1日	外部提供の有無を「有」に変更し、法令等、本人同意の項目を追加
空家等対策推進事業	都市政策課	令和元年5月24日	取り扱う個人情報項目を追加 個人情報収集先及び収集の方法のうち、本人以外から収集する場合の具体的方法を変更
地籍調査事業	都市政策課	令和元年5月29日	目的外利用の有無を「有」に変更し、利用先に「都市政策課」を追加
精神障害者保健福祉手帳交付事務	地域福祉課	令和元年8月23日	目的外利用先に「保険年金課」を追加
身体障害者手帳交付事務	地域福祉課	令和元年8月23日	目的外利用先に「保険年金課」を追加
療育手帳関係事務	地域福祉課	令和元年8月23日	目的外利用先に「保険年金課」を追加
児童扶養手当支給事務	児童福祉課	令和元年11月28日	目的外利用先に「税務課」を追加
後期高齢者医療事務	保険年金課	令和元年12月2日	マイナンバーの取扱いを「有」に、根拠法令を「番号利用別表第1第59項」に変更 目的外利用先を「高齢者支援課、税務課、地域福祉課、生活福祉課」に変更 外部提供の根拠法令に「高齢者の医療の確保に関する法律」を、提供先に「国民健康保険団体連合会」を、項目名に「整理番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、続柄、収入、納税額等状況、障害」を追加 外部提供の有無の本人同意の欄の項目名に「整理番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、続柄、障害」を追加 公文書保管期間を「随時廃棄」に変更、文書目録を追加
養育医療費給付事業	保険年金課	令和元年12月27日	個人情報の収集先及び収集の方法に「本人同意」を追加し、その方法に「同意書」を追加 電子計算機処理の有無を「有」に、システム名称を「医療費給付システム」に、オンライン結合による提供の有無を「有〔審議会承認第3号平成10年3月23日〕」に変更
中国残留邦人等支援関係事務	生活福祉課	令和2年1月9日	個人情報の収集先及び収集方法に「生活保護法第29条に基づく職権調査を官公庁、金融機関、保険会社等への調査依頼や賦課徴収管理システムの利用により、必要となる情報を収集」を追加
生活保護関係事務	生活福祉課	令和2年1月9日	個人情報の収集先及び収集方法に「生活保護法第29条に基づく職権調査を官公庁、金融機関、保険会社等への調査依頼や賦課徴収管理システムの利用により、必要となる情報を収集」を追加
臨時福祉給付金給付事務	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
自立支援医療（育成医療）	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用別表第1第84項」に変更 個人情報収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
滝沢市難聴児補聴器購入費支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
児童福祉法給付事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
放送受信料免除申請受付事務	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
地域生活支援事業事務	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
特別児童扶養手当支給事務	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第46項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
自立支援医療（精神通院医療）事務	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
高額障害者サービス費支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の法令等の欄を「障害者総合支援法」に変更し、本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
訓練等給付費支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の項目名に「国籍・本籍、職歴、学歴」を追加 マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の法令等の欄を「障害者総合支援法」に変更し、本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
介護給付費支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の法令等の欄を「障害者総合支援法」に変更し、本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
特別障害者手当等支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第47項」に変更 個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	個人情報の収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
補装具給付事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「賦課徴収管理システムの利用」を追加
自立支援医療（更生医療）支給事業	地域福祉課	令和2年1月16日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第84項」に変更 個人情報収集先及び収集の方法の本人同意の欄に「同意書、賦課徴収管理システムの利用」を追加
緊急通報装置貸与・給付事業	高齢者支援課	令和2年1月23日	電子計算機処理の有無を「無」に変更 外部提供の有無の法令等に基づき提供先及び項目名を削除 文書目録の追加
介護保険料賦課及び徴収管理事務	高齢者支援課	令和2年1月23日	マイナンバーの利用を「有」に、根拠法令を「番号利用法別表第1第68項」に変更 個人情報収集先及び収集の方法の法令等に基づき保険料賦課徴収のため賦課徴収システムの利用により必要となる情報を収集」を追加 目的外利用の有無の法令等「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律」を追加し、利用先を「収納課」から「税務課、保険年金課」に変更 外部提供の有無を「有」に変更し、根拠法令に「介護保険法」を、提供先に「国民健康保険団体連合会、年金保険者」を、項目名に「氏名、住所、生年月日・年齢、性別、納税額等状況」を追加、文書目録の追加
以下余白			

別紙3 令和元年度中に廃止した事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	廃止年月日	理由
人事関係事務	学校給食センター	令和元年5月1日	学校給食センターが直営の時代に臨時職員等の採用を行っており使用していたが、業務委託に切り替わったことにより不要となったため
寝たきり予防対策事業	高齢者支援課	令和2年1月23日	地域包括支援センターへ移管したため (登録番号127 介護予防普及啓発事業)
以下余白			

別紙 4 令和元年度中に目的外利用課等の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等 (旧)	利用課等 (新)	目的外利用等をすす事務の名称
地籍調査事業	都市政策課	令和元年5月29日		都市政策課	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する事務
精神障害者保健福祉手帳交付事務	地域福祉課	令和元年8月23日	税務課、生活福祉課	税務課、生活福祉課、保険年金課	後期高齢者医療事務
身体障害者手帳交付事務	地域福祉課	令和元年8月23日	税務課、生活福祉課	税務課、生活福祉課、保険年金課	後期高齢者医療事務
療育手帳関係事務	地域福祉課	令和元年8月23日	税務課、生活福祉課	税務課、生活福祉課、保険年金課	後期高齢者医療事務
以下余白					

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	外部提供先 (旧)	外部提供先 (新)	備考
滝沢市営住宅管理事務	都市政策課	平成31年4月1日	-	連帯保証人、岩手県警察本部	
後期高齢者医療事務	保険年金課	令和元年12月2日	岩手県後期高齢者医療広域連合、年金保険者、他道府県の後期高齢者医療広域連合	岩手県後期高齢者医療広域連合、年金保険者、国民健康保険団体連合会、他道府県の後期高齢者医療広域連合	
緊急通報装置貸与・給付事業	高齢者支援課	令和2年1月23日	盛岡消防署滝沢分署、地域包括支援センター	地域包括支援センター	
介護保険料賦課及び徴収管理事務	高齢者支援課	令和2年1月23日	-	国民健康保険団体連合会、年金保険者	